

[木造建築物解体工事作業指揮者教育カリキュラム]

<対象者>

木造建築物解体工事時、その作業の直接作業指揮者

<根拠法令>

昭和59年2月16日付け基発第76号「安全衛生教育の推進について」及び昭和59年3月26日付け基発第148号「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」等によりその推進が図られているところであり、これらの通達に基づき、新たに標記の教育に係る実施要領が定められ、その実施を勧奨するとともに、事業者に代わって当該教育を行う団体に対しても指導援助推進が図られています。

※木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育実施要領

(目的)

木造建築物の解体作業の安全を確保するため、当該作業を指揮する者等に対し、当該職務の遂行に必要な知識等を付与する。

<カリキュラム>

| | | |
|------|-------------------|--------|
| 講習内容 | 1. 木造建築物の解体に関する知識 | 1. 5時間 |
| | 2. 労働災害の防止等に関する知識 | 3. 5時間 |
| | 3. 関係法令 | 1. 0時間 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 合計 | 6. 0時間 |